

松島町へ転入・町外へ

毎年この時期には多くの方が入学や就職、転勤などで引っ越しをされます。各種手続きを

転入手続き方法・持参する物	窓 口
【住所異動】 転入から14日以内に手続きを行ってください。 ①転出証明書（お持ちの方のみ） ②身分証明書※ ③マイナンバーカード（お持ちの方のみ） ※身分証明書は、免許証・パスポート・マイナンバーカードなど顔写真があるものは1点、保険証・年金手帳・学生証など顔写真がないものについては2点持参ください。 【国民健康保険】 ①マイナンバーカードまたは通知カード 【後期高齢医療】 ①前住所地の市区町村が交付した負担区分証明書（県外からの転入の場合）	町民福祉課 町民サービス班 ☎354-5705
【身体障害者手帳、療育手帳】 ①手帳 ②印鑑 ③マイナンバーカードまたは通知カード 【障害者医療費助成】 ①健康保険証 ②所得証明書 ③受給者名義または保護者名義の通帳	町民福祉課福祉班 ☎354-5706
【児童手当】 ①受給者の健康保険証 ②受給者名義の通帳 ③マイナンバーカードまたは通知カード 【子ども医療費助成】 ①お子さんの健康保険証 ②保護者名義の通帳 ③所得証明書 【母子・父子家庭医療費助成】 ①健康保険証 ②所得証明書 ③受給者名義の通帳 【児童扶養手当】 ①手当証書 ②マイナンバーカードまたは通知カード	町民福祉課 こども支援班 ☎354-5798
【介護保険】 ①受給資格証明書（前住所地の市区町村で要介護・要支援認定を受けていた方） 【妊婦健診・乳児健診】 ①母子健康手帳 【予防接種】 ①母子健康手帳 【精神保健福祉手帳】 ①手帳 ②マイナンバーカードまたは通知カード ※仙台市・県外からの転入の場合 ③写真（縦4cm×横3cm） ④前回申請時の診断書の写し 【自立支援医療受給者証】 ①受給者証 ②身分証明証 ③マイナンバーカードまたは通知カード ④更新の場合は前市区町村の課税・非課税証明書が必要です。※障害年金を受給している方は、年金証書も必要です。 ⑤健康保険証の写し ⑥現在の受給者証申請時に提出した診断書の写し（県外からの転入の場合） ※保健福祉センターは別庁舎となりますのでご注意ください。	健康長寿課 （保健福祉センター どんぐり） ☎355-0666
【ごみ】 指定日を確認のうえ、各地区のごみ集積所へ。分別収集とリサイクルにご協力ください。 【くみ取り】 トイレのくみ取りは（協）松島清掃公社 ☎354-3202 【飼い犬】 犬を飼われている場合は、犬の登録変更届（転入届）の提出が必要となります。	総務課環境防災班 ☎354-5782
【軽自動車税】 住所変更の手続きが必要です。 2輪（125cc超～250cc未満）および四輪軽自動車 宮城県軽自動車協会 ☎388-6033 2輪（250cc～） 東北運輸局宮城運輸支局 ☎050-5540-2011	財務課税務班 ☎354-5703
【松島町小中学校へ転校】 住民登録の際発行された「住民異動届」を持ち松島町教育委員会において手続きをしてください。在学していた学校から受け取った「在学証明書」と「教科書給与証明書」は、転学する学校へ直接提出してください。	教育課学校教育班 ☎354-5713
【水道開栓（開始）】 水道事業所へ来庁し開栓届を提出してください。 （電話での受付はしていません） 土曜日、日曜日、祝日は開栓できませんのでご了承ください。 ※水道事業所は別庁舎（松島浄化センター内）となりますのでご注意ください。	松島町水道お客様センター ☎290-0005

転入

転出される皆さんへ

お忘れにならないようご注意ください。 ●受付時間 午前8時30分～午後5時15分

転出手続き方法・持参する物	窓 口
【住所異動】 転出する14日前から手続き（転出証明書の発行）ができます。 （マイナンバーカードをお持ちの方はマイナポータルからの手続きも可能です。内容については10ページ「住所変更はマイナポータルから！」をご確認ください。） ①身分証明書※ ※身分証明書は、免許証・パスポート・マイナンバーカードなど顔写真があるものは1点、保険証・年金手帳・学生証など顔写真がないものについては2点持参ください。 【国民健康保険】 ①国民健康保険証 ②マイナンバーカードまたは通知カード 【後期高齢医療】 ①後期高齢者医療被保険者証	町民福祉課 町民サービス班 ☎354-5705
【障害者医療費助成】 ①受給者証	町民福祉課福祉班 ☎354-5706
【子ども医療費助成】 ①受給者証 【児童扶養手当】 ①手当証書 【母子・父子家庭医療費助成】 ①受給者証	町民福祉課 こども支援班 ☎354-5798
【介護保険】 介護認定を受けている方には受給資格証明書を発行します。 介護認定を受けていない方は、窓口へ介護保険被保険者証をお返しください。 ※役場窓口でも、お返しできます。 【精神保健福祉手帳・自立支援医療】 転出される方は、健康長寿課までお問い合わせください。	健康長寿課 （保健福祉センター どんぐり） ☎355-0666
【軽自動車税】 住所変更の手続きが必要です。 ・松島ナンバーの場合 財務課税務班 ・宮城ナンバーの四輪、1宮城ナンバーの二輪の場合 宮城県軽自動車協会 ☎388-6033 ・宮ナンバー、宮城ナンバーの二輪の場合 東北運輸局宮城運輸支局 ☎050-5540-2011	財務課税務班 ☎354-5703
【町営住宅】 転出する10日前までに町営住宅明渡届出書に記入し、窓口まで提出してください。	建設課管理班 ☎354-5715
【松島町小中学校から転校】 住民登録の際発行された「住民異動届」を持ち松島町教育委員会で手続きをしてください。その後、在学していた学校から受け取った「在学証明書」と「教科書給与証明書」を持ち転出先市町村教育委員会で手続きをしてください。	教育課学校教育班 ☎354-5713
【水道閉栓（停止）】 水道事業所へ来庁し閉栓届を提出してください。 （電話での受付はしていません） 土曜日、日曜日、祝日は閉栓できませんのでご了承ください。 ※水道事業所は別庁舎（松島浄化センター内）となりますのでご注意ください。	松島町水道お客様センター ☎290-0005

転出

引っ越しをする方への住民票の手続きのお知らせ

進学、就職などで引っ越しをする方は、住民基本台帳法に基づき、転出・転入の手続きをする必要があります。住民票は、選挙人名簿への登録につながる大切な情報です。忘れずに手続きをしましょう。

現在住んでいる寮・アパートなどが住所地になります。詳しくは、総務省のホームページまたは選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

●問合先 選挙管理委員会事務局 ☎354-5893

総務省 <https://www.soumu.go.jp/index.html>



▲HP用